

PCB廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

平成31年3月
環境省廃棄物規制課

地方環境事務所の体制強化

- 自治体の掘り起こし調査の支援やPCB廃棄物の処分に係る保管事業者への指導強化のため、平成29年度から、地方環境事務所にPCB廃棄物処理に係る専任の任期付職員を配置。
- 電気機器関係、廃棄物関係など専門性を持つ職員を採用。
- 自治体、関係省庁、JESCO、関係団体等の連携を図るとともに、自ら事業者指導等も実施。
- 引き続き更なる体制の増強を図っていく。（平成31年度は近畿以東の各事務所で増員。）

< PCB廃棄物処理推進に係る各地方環境事務所の任期付職員の定員数 >

地方環境事務所	職位	現状	H31増員	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
東北地方環境事務所(仙台市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
関東地方環境事務所(さいたま市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中部地方環境事務所(名古屋市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
近畿地方環境事務所(大阪市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5

上記以外にも併任で担当する職員を配置。

都道府県市による掘り起こし調査の支援

- 都道府県市によるPCB廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施。

(1) PCB全般に関する 相談窓口

- ・PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- ・自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付
(問合せ内容の例)
- ・PCB特別措置法 ・掘り起こし調査 ・PCB含有の電気工作物、安定器の判別方法
- ・PCB廃棄物等の処分方法 ・PCB分析会社の紹介 ・補助金制度等の紹介

(2) 掘り起こし調査の 問合せ対応

- ・調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

(3) 現地調査及び立入 検査の支援

- ・PCB含有の電気工作物や安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明
- ・自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行

(4) 自治体担当者向 け説明会

- ・保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

(5) 事業者向け説明 会

- ・一般事業者、保管事業者を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

PCB使用安定器の掘り起こし対象事業者リストの整備、提供

目的

照明器具のPCB使用安定器の掘り起こし調査は、既に一定数の自治体では開始されているが、一部の自治体ではまだ開始されておらず、予算や人員の不足、家屋課税台帳情報の入手が困難等の理由により、調査対象事業者リストを環境省で整備し、提供してほしいとの要望も寄せられている。

このため、自治体による掘り起こし調査を効率化すべく、環境省において、必要とする自治体が活用できる調査対象事業者リストを整備し、提供する。

情報源は、電話番号の情報があり電話による督促ができること及び入手の容易性を踏まえ、経済センサス及び情報通信会社提供情報を使用する。

環境省によるリストの整備、提供は、あくまで必要とする自治体が活用できるよう行うものであり、リストの提供前に掘り起こし調査を開始した自治体に再調査を強制するものではない。環境省提供リストを用いて再調査や周知を行うかどうかは、自治体が調査に用いた情報源の選択の考え方等、自治体毎の実情を踏まえて判断いただきたい。

内容

平成28年度の経済センサス-活動調査に係る調査票情報(昭和59年以前に開設された事業者のデータ)と、平成30年10月のNTTタウンページデータ(平成元年9月から継続して掲載している事業者のデータ)を基に事業者の一覧表を作成。

自家用電気工作物設置者、PCB特別措置法の届出事業者、JESCO登録済の事業者をの事業者一覧表と突合し、該当有無の情報をリストに付記。

平成31年1月までにリストを整備し、自治体に提供。

西日本(北九州、大阪、豊田事業地域)の自治体には平成31年1月18日に発送

東日本(北海道、東京事業地域)の自治体には平成31年1月30日に発送

PCB使用安定器の適正処理を促進する周知、広報の実施

背景

照明器具のPCB使用安定器は事業用建物で使用の可能性があり、対象事業者数が膨大であることから、周知、広報がより重要である。

また、多くの自治体から、マスメディアを活用した大規模な広報、テレビCM等の全国的な広報等を実施してほしいとの要望が寄せられている。

テレビCMによる広報については、昨年度末に処分期間終了間近の北九州事業地域で実施した結果、それを見た保管事業者からの登録が多くあり、一定の効果が確認されている。

内容

照明器具のPCB使用安定器の適正処理を促進するテレビCM(15秒)を、平成31年2月4日(月)～2月17日(日)の間、全国で放映。



テレビCMのイメージ

テレビCMの放映結果(各都道府県市へのアンケート結果)

- テレビCM放映後、環境省から各都道府県市向けにアンケート調査(回答は任意)を実施
- 83の都道府県市から回答をいただいた。

調査内容 : 放映期間(2週間)中の問合せ回数

- ~10回(1日あたり1件以下) : 53自治体
- 11~30回(1日あたり1~3件) : 15自治体
- 31~50回(1日あたり3~5件) : 6自治体
- 51~100回(1日あたり5~10件) : 6自治体
- 100回~(1日あたり10件以上) : 3自治体

調査内容 : 主な問合せ内容

- 家庭にもあるのかなど、一般住宅を心配する問い合わせ(45自治体)
- 罰則が怖いなど、罰則に関する問い合わせ(18自治体)
- 調査方法・処分方法がわからないなど、調査や処分に関する問い合わせ(17自治体)
- 早口だ、時間が短いなど、内容がわからないことに関する問い合わせ(15自治体)
- 国やメーカーが処分するのではないかなど、処理責任に関する問い合わせ(9自治体)

調査内容 : 各都道府県市からの主な意見

- テンポをゆっくり、尺を長くするなど、内容をわかりやすくする改善が必要(34自治体)
- 一般家庭は対象外など、調査対象について分かりやすくする改善が必要(27自治体)
- 放映時間、回数、期間、局等を工夫し、調査対象者の目に留まるような改善が必要(18自治体)
- 連絡先の表示方法、表示時間について改善が必要(14自治体)
- 罰則が目立ちすぎるなど、罰則の表示方法に改善が必要(7自治体)

テレビCMの放映結果(一般人へのアンケート結果)

< 概要 >

調査手法	インターネットを活用したアンケート調査
調査対象者	全国各地
	【第1段階】：20-59歳の一般男女 【第2段階】：20-59歳の有職男女
調査対象者数	【第1段階】 10,000人 【第2段階】 800人

調査手順

【第1段階】

放映期間中にPCBのテレビCMを見たことがあるか、PCBについて知っているか及び知っている内容を聴取

【第2段階】

調査開始時にテレビCMを視聴した上で、CMを見たことがあった場合、どのような行動をとったか、見ていない場合、視聴により理解できた内容等を調査

< 第1段階 調査結果 >

▶ テレビCMを見た人は全体の22%

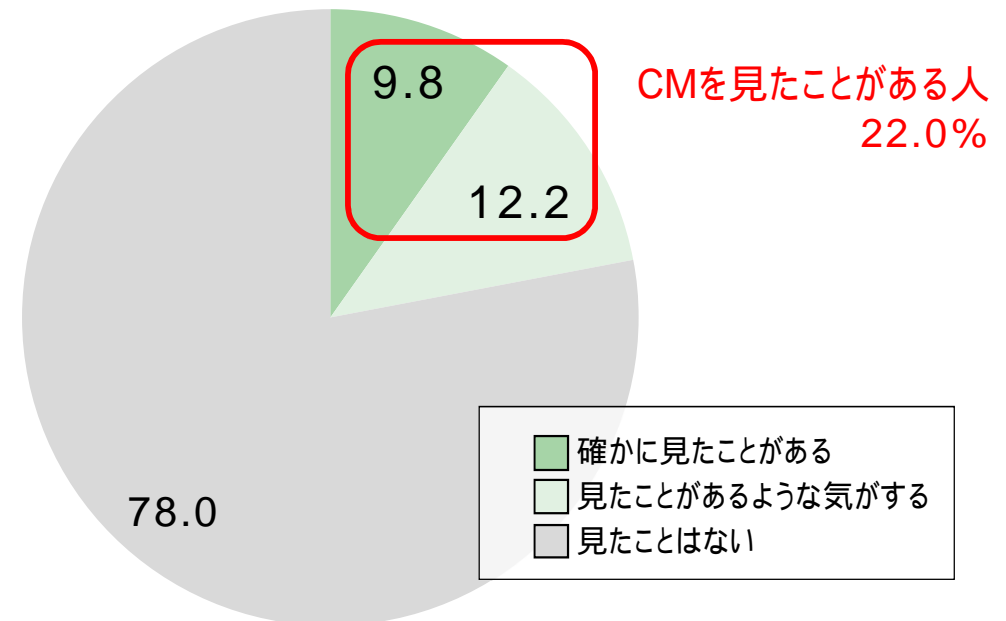
(確かに見たことがある9.8% +
見たことがあるような気がする12.2%)

地域による大きな差は見られなかった。

- ・東日本(北海道、東京事業地域)平均で 21.2%
- ・西日本(北九州、大阪、豊田事業地域)平均で 22.9%

放映期間中にCMを見た人の割合(%)

n=10,000



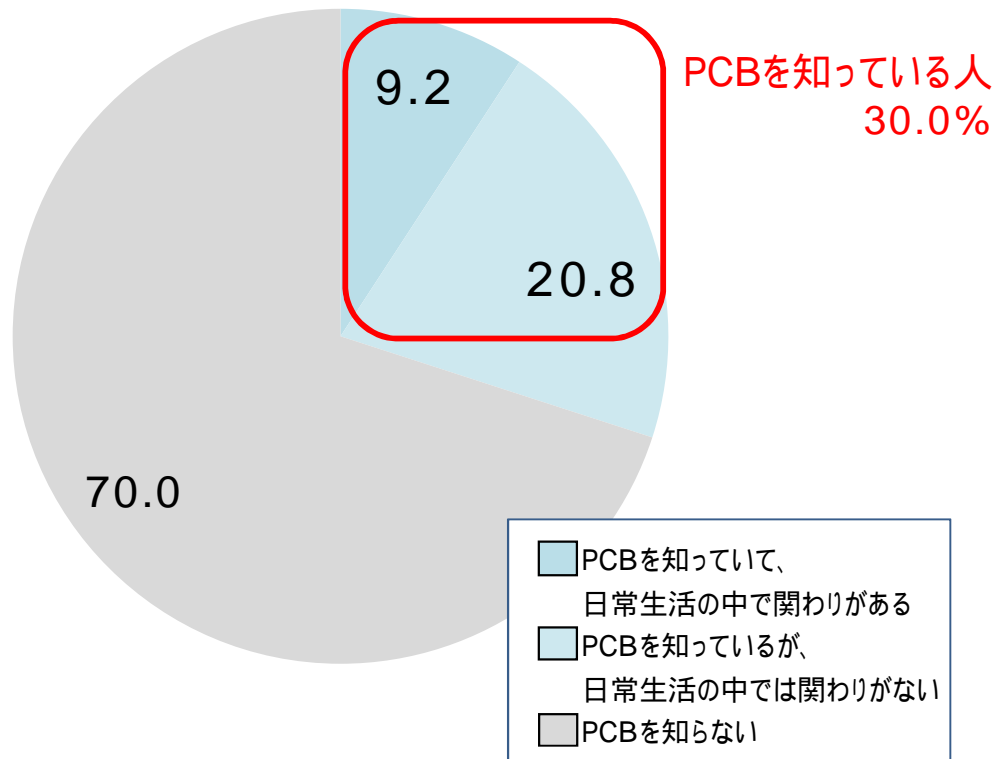
テレビCMの放映結果(一般人へのアンケート結果)

< 第1段階 調査結果 >

- PCBについて知っている人は 30.0% (知っていて関わりがある9.2% + 知っているが関わりがない20.8%)
- PCBについて知っている人の中で、PCBに係る具体的な内容のうち知っているものは、「人体にとって有害な化学物質であること」が最も多かった。
- 放映期間中にCMを見ていない人よりも、放映期間中にCMを見たことがある人の方が、いずれの内容においても理解度が高く、CMを見たことによる理解度の向上が見られた。

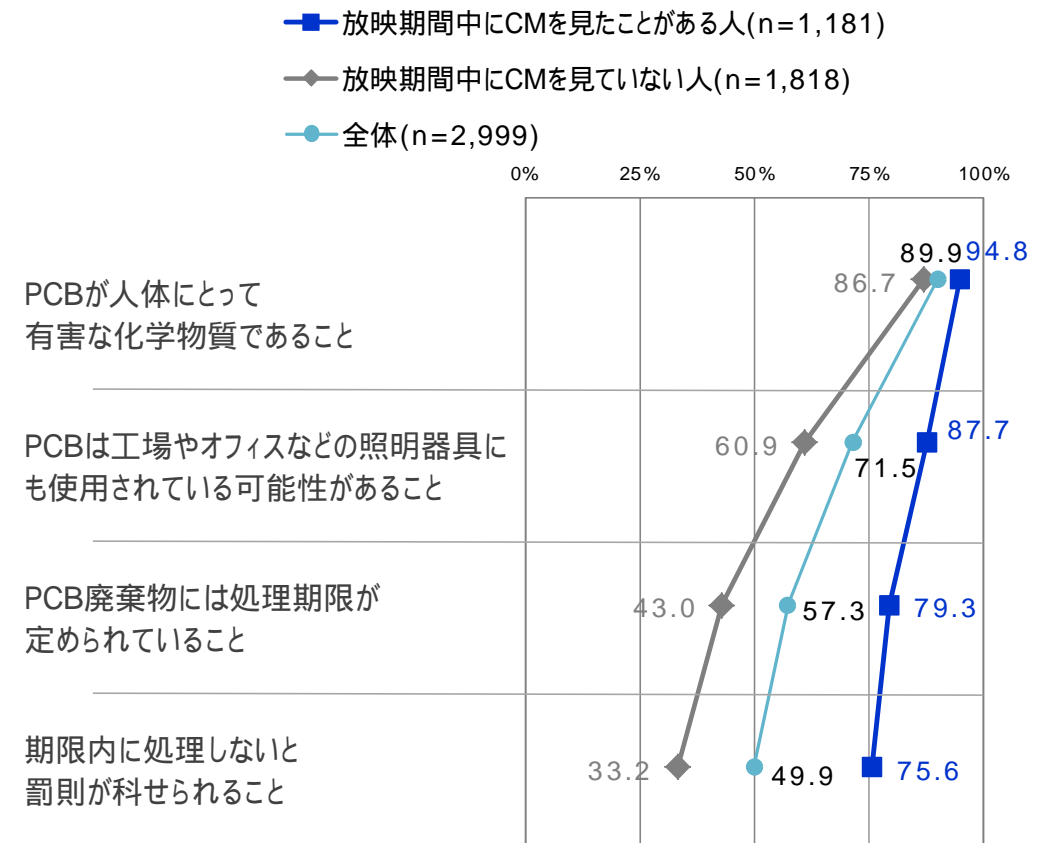
PCBについて知っている人の割合(%)

n=10,000



PCBに係る具体的な内容のうち知っているもの(%)

(左問で「PCBを知っている」と回答した人への調査)

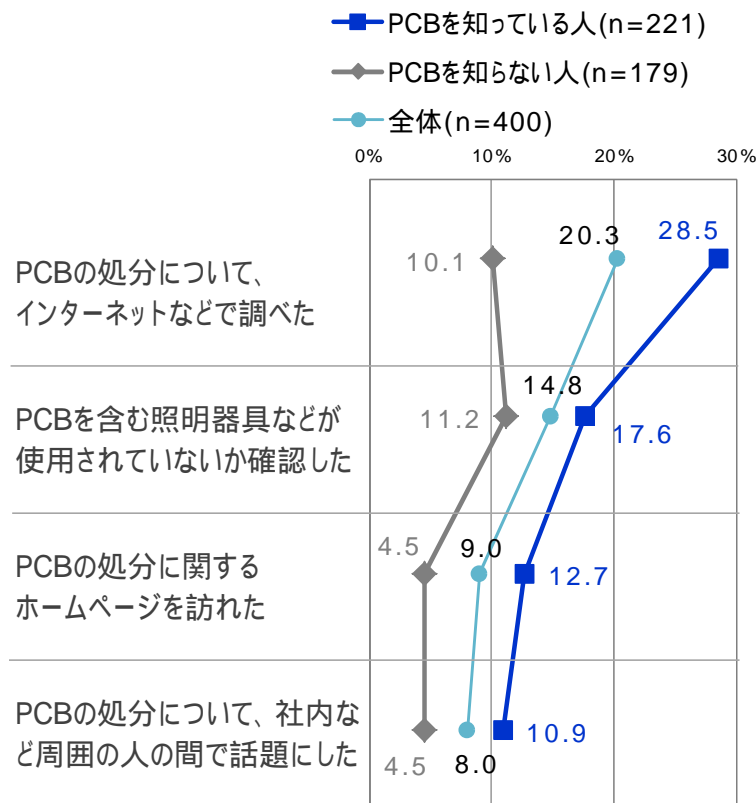


テレビCMの放映結果(一般人へのアンケート結果)

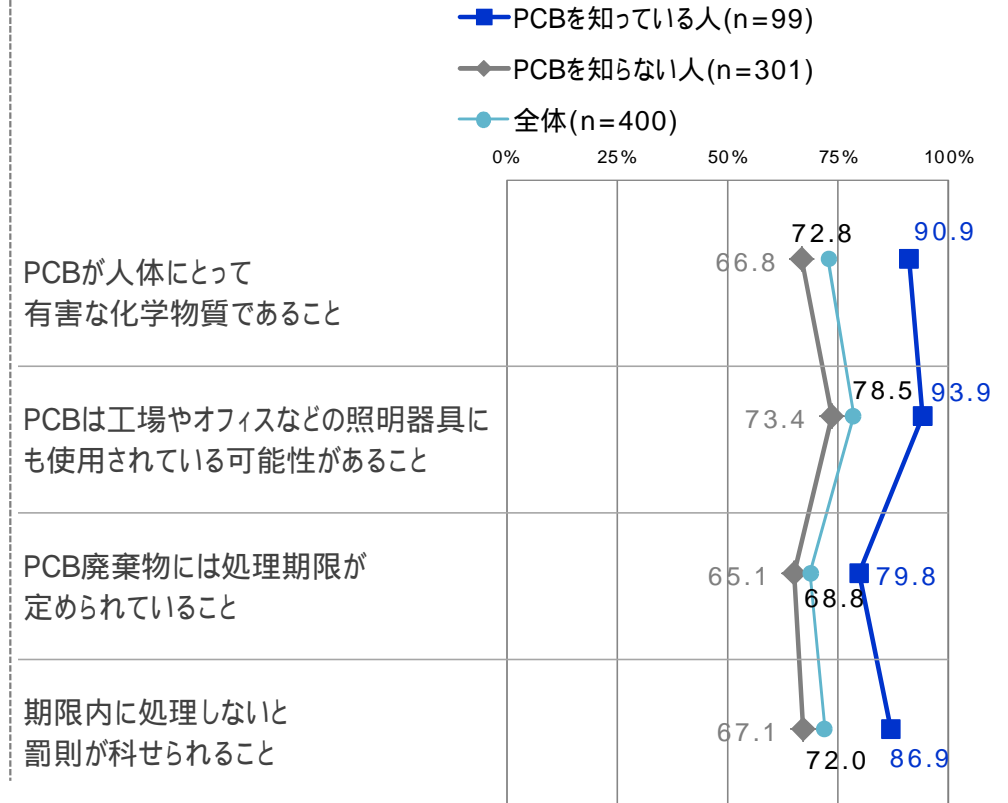
< 第2段階 調査結果 >

- 【放映期間中にCMを見たことがある人向け】 CMを見た後に行動した内容は、「PCBの処分についてインターネットなどで調べた」「PCBを含む照明器具などが使用されていないか確認した」が比較的多く、これらの行動を促す内容であったと言える。また、いずれの項目も、PCBについて知っている人の方が、行動した割合が多かった。
- 【放映期間中にCMを見ていない人向け】 調査時のCM視聴により理解できた内容を調査したところ、CMで周知を図った内容が理解できたとの回答が78割程度となった。

CMを見た後に行動したこと(%)
(放映期間中にCMを見たことがある人向け)



調査時のCM視聴により理解できたこと(%)
(放映期間中にCMを見ていない人向け)



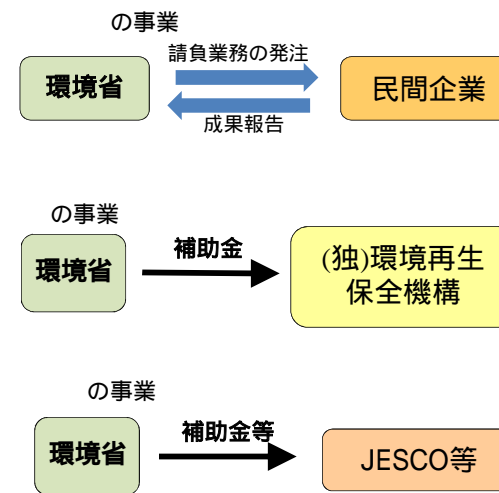
PCB廃棄物の適正な処理の推進等に係る予算

平成31年度予算案 5,820百万円
 (平成30年度予算 6,336百万円)
 平成30年度第2号補正予算 2,322百万円

事業概要

地方自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行い、調査の効率化、早期化を図る。
 あらゆる広報の活用及び周知の徹底により、保管事業者等に対して早期処理を促す。
 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図るとともに、全体像の把握等に関する検討を行う。
 PCB廃棄物処理基金を(独)環境保全再生機構に造成し、PCB使用製品製造者と協調した行政代執行に係る地方自治体の負担軽減のための支援費用の積立を行う。
 JESCOの処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を行う。
 JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

事業スキーム



豊田事業所

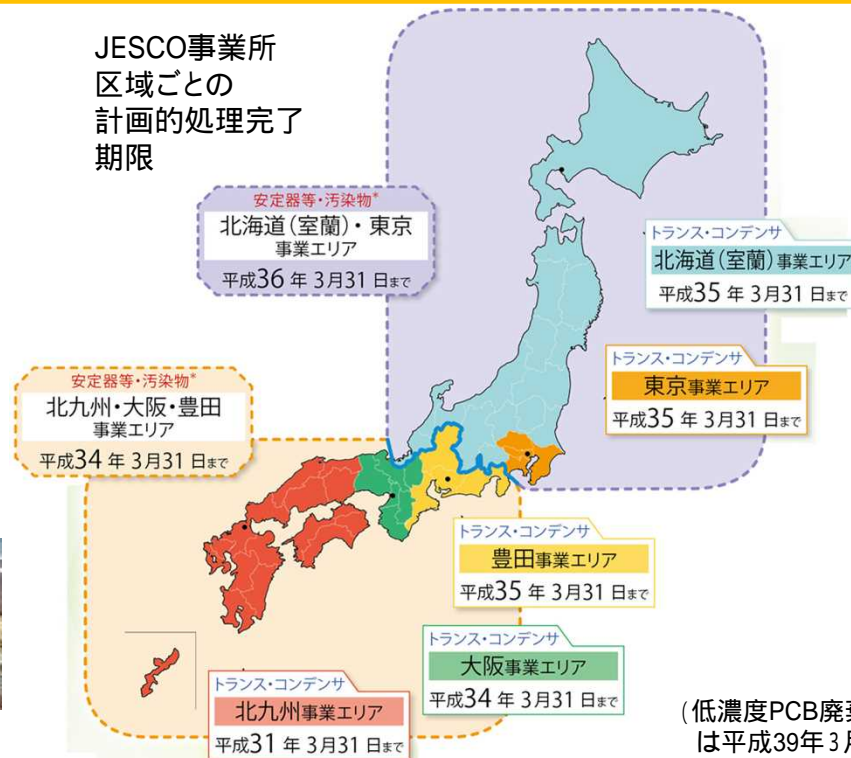


大阪事業所



北九州事業所

JESCO事業所
 区域ごとの
 計画的処理完了
 期限



北海道(室蘭)事業所



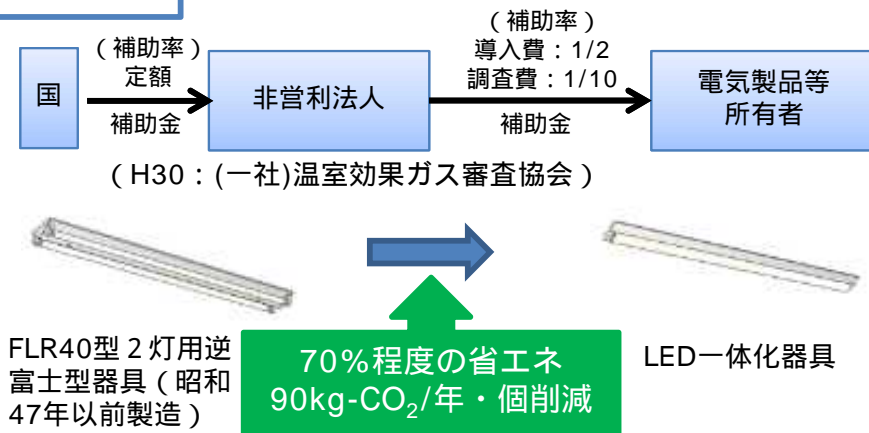
東京事業所

(低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで)

PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

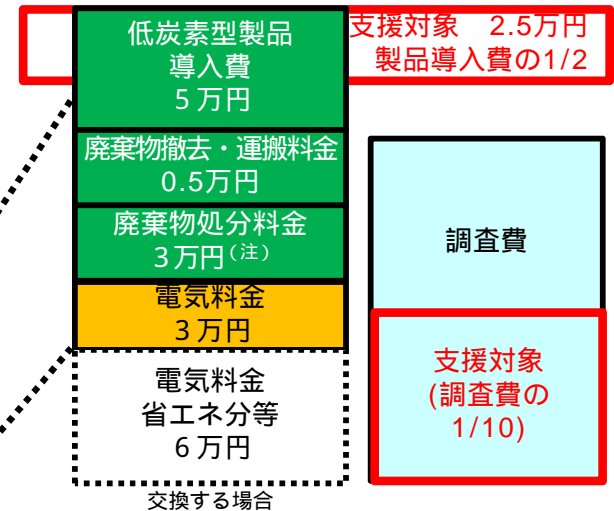
- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業の要件：
 - (1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
 - (2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
 - (3) 交換する照明器具がLED一体型器具であること
- 補助金の交付額：工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の 2分の1 PCB使用照明器具の調査費用の 10分の1 (平成30年度より追加)
- 補助対象： 地方公共団体、独立行政法人は対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- 事業実施期間：平成29～31年度

事業スキーム



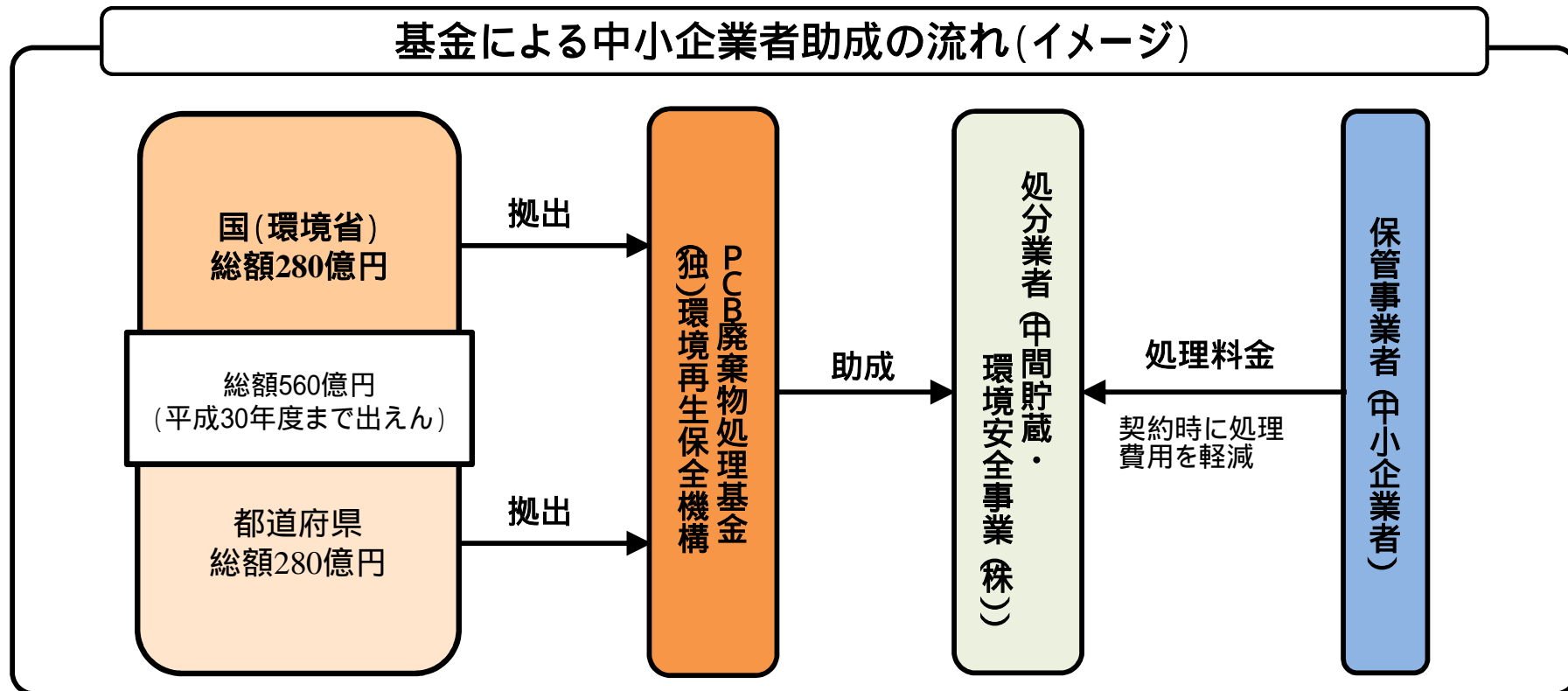
事業イメージ

照明器具の10年間使用時のコスト比較（照明器具1灯当たり）
 （注）中小企業者が処分料金の70%を助成された際の自己負担分



中小企業者等の負担軽減措置

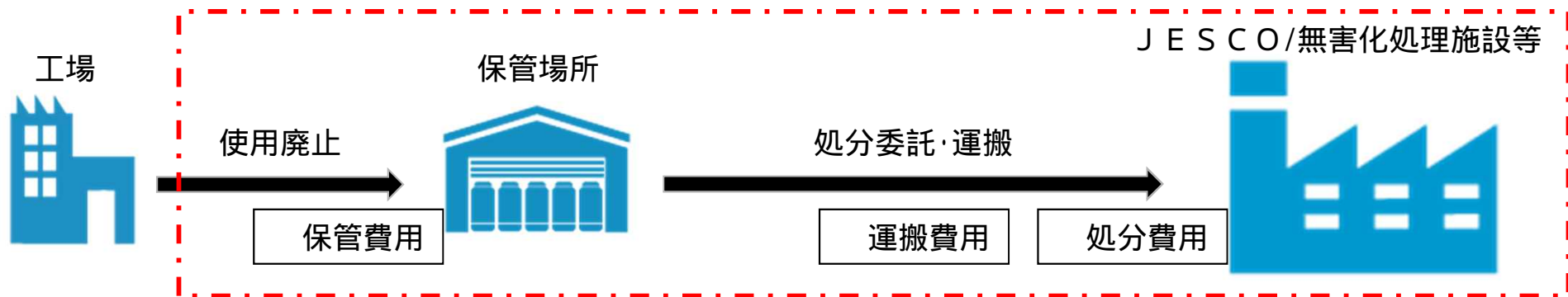
- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。



会社法に基づく「会社」以外の法人であって中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、助成の対象となる規模が一律に「従業員100人以下」としていたところ、中小企業支援法に規定する業種毎に定める基準(最大で900人以下)を適用するため、所要の法令改正を実施。

日本政策金融公庫における貸付制度 (PCB廃棄物処理に係る運転資金)

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金 (事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと)
- 貸付対象：中小事業者 (PCB廃棄物の保管事業者)
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲
処理委託まで保管に係る費用
処理施設までの運搬費用
処分にかかる費用 (JESCOの70%補助分は除く)

貸付利率
高濃度PCB：特別利率 0.30%
低濃度PCB：基準利率 1.11%